

サマージャンボ宝くじの収益金で整備

■総務課行政係 ☎(74) 3132

魅力あるコミュニティ助成事業

公益財団法人群馬県市町村振興協会では、サマージャンボ宝くじの収益金で、町内会や自治会など地域住民が組織する団体（コミュニティ組織）の活動に必要な施設整備や備品整備に対して助成事業を行っています。

区長会では、諸行事を継続・充実させるため、毎年この助成を受け、行事関連および集会施

設の備品整備を行っています。今年度は、9つの行政区で補助を活用し備品を整備しました。このように、収益金は身近な地域コミュニティ活動の発展に活用されています。

皆さんも宝くじをお買い求めになる時は、群馬県内で購入しましょう。

令和6年度 補助金活用事例

行政区	購入品
第1区	消防ホース 21 本
第3区	ウォシュレット 2 基
第9区	回転イス 12 脚
第10区	消防ホース格納庫 4 基
第20-2区	座卓 16 台
第21区	ウォシュレット 1 基
第23区	消防ホース格納庫 1 基、コピー機 1 台
第25区	インバーター発電機 2 基
第28区	消防ホース 15 本



消防ホース用格納庫を設置した第23区(左写真)と第10区(右写真)

「三ない運動」

贈らない！求めない！受け取らない！

政治家の寄附禁止の対象例



お歳暮・お年賀など



開店祝などの祝花、葬儀の供花、病氣見舞いなど



祭りへの寄附・差し入れ、町内会の集会・旅行などの催物への寸志・飲食物の差し入れ



入学祝・卒業祝、代理人が出席した場合の結婚祝・香典



②政治家に対する寄附の禁止・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。

政治家が選挙区内の人に対して寄附をすることは、その時期や名義に関わらず罰則をもって禁止されています。

①政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内の人に物やお金を贈ること、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることは公職選挙法により禁止されています。

③政治家関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内の人に政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されています。

④後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体が、選挙区内の人に後援会の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすることも禁止されています。

政治家の寄附行為は禁止されています

■甘楽町選挙管理委員会（総務課内）☎(74) 3132